

名護市観光拠点施設多言語案内看板設置事業

公募型プロポーザル募集要項

令和2年10月

名護市

企画政策課／観光課

名護市観光拠点施設多言語案内看板設置事業 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

名護市観光拠点施設に観光案内看板、施設案内看板及び北部広域観光案内看板を設置する。設置にあたり、プロポーザル方式により広く提案を求め、優れたデザイン等の提案者を当該受託者として選定することを目的とする。

2. プロポーザル概要

- (1) 名称： 名護市観光拠点施設多言語案内看板設置事業
- (2) 上限額： ①名護漁港設置看板 2,442,000円（税込み）
②ネオパークオキナワ設置看板 2,442,000円（税込み）
- (3) 選定方法： 企画提案書、その他提出書類及びプレゼンテーションによる審査。
- (4) 内容： 別添「名護市観光拠点施設多言語案内看板設置事業仕様書」に基づく。

3. 応募資格

プロポーザルに応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する企業または団体であり、次に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (5) 沖縄県内に本社又は支店等を有し本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備され、本募集要項や別添名護市観光拠点施設多言語案内看板設置事業仕様書等に記載された内容を遵守できる者であること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (7) 2019・2020名護市物品・役務等入札参加者登録名簿に登載されている者であること。

4. 契約の相手方決定までのスケジュール

1	公募の開始	令和2年10月7日（水）	
2	質問締め切り	令和2年10月13日（火）	17:00
3	質問回答	令和2年10月16日（金）	
4	参加意思確認書提出期限	令和2年10月20日（火）	17:00
5	企画提案書の提出期限	令和2年10月30日（金）	17:00
6	プレゼンテーション日程	令和2年11月6日（金）	予定
7	結果報告	令和2年11月13日（金）	予定

(1) 公募の開始： 令和2年10月7日(水)

(2) 参加意思確認書の提出

提出期限： 令和2年10月20日(火) 17:00

提出場所： 名護市地域経済部 観光課

提出方法： **【様式1】**参加意思確認書に日付・住所・名称・代表者名を記入し押印後、観光課へ提出

(3) 質問書の受付

受付期間： 令和2年10月7日(火)～令和2年10月13日(火) 17:00

質問様式： **【様式2】**質問書

質問方法： メールにて行う (E-mail: kankou@city.nago.lg.jp)

(4) 質問書の回答

回答日時： 令和2年10月14日(水)～令和2年10月16日(金)

回答方法： 名護市ホームページにて回答いたします。

(5) 企画提案書類等の提出

提出日時： 令和2年10月30日(金) 17:00まで

提出場所： 名護市地域経済部 観光課

提出方法： 以下の提出書類・添付書類を下記の部数、持参又は郵送にて提出。提出書類については名護市観光課HPにてダウンロードできます。なお、提出書類の手書きは不可とします。

提出書類部数： 原本1部 (提出書類一式・添付書類一式) 片面印刷

副本8部 (応募書類一式) 両面印刷

<提出書類>： 以下5項目

①会社概要：**【様式3】**

②企画提案書：**【任意様式】**企画提案書は任意様式とし、A4判10頁以内で作成してください。必要に応じてA3の資料・図面等を織り込むことも可としますが、するが、その場合、A3判1枚につきA4判2頁と換算すること。なお、提案書は名護漁港設置看板とネオパークオキナワ設置看板は併せて作成すること。

③運営体制：**【様式4】**

④スケジュール：**【任意様式】**設置完了日等明記すること。

⑤見積書：**【任意様式】**仕様書を踏まえ、見積書の提出は、名護漁港設置看板とネオパークオキナワ設置看板ごとに作成すること。

<添付書類>：以下の2項目

①全部事項証明書又は登記簿謄本

②国税及び地方税の滞納のない証明書(国税・県税・市町村税)

※国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税の完納を証明できるもの。

（6）プレゼンテーションの開催

提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。

実施予定日： 令和2年11月6日（金）予定

場 所： 名護市産業支援センター2F 第1会議室（予定）
名護市中大一中一丁目19番24号

そ の 他： ①1事業者20分程度（プレゼンテーション15分、質疑5分）
②プロジェクターを使用する場合は、事前にご連絡下さい。
③会場への入場は1事業者あたり3名までとします。
④プレゼンテーション選定15分前までには、所定の場所で待機下さい。指定時間に遅れた場合は失格となります。

（8）失格要件

- ①プロポーザル企画提案書類の提出期限を過ぎて提出したもの。
- ②プロポーザルに記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③プロポーザルに記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤審査結果に影響を与える工作を行った場合。
- ⑥選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
- ⑦見積書に記載された金額が委託料上限額を超えたもの。

（9）委託事業者の選定及び評価方法

①選定委員会

市が別に定める「名護市観光拠点施設多言語案内看板設置事業プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が選定を行います。

②選定方法

選定委員会において、企画提案提出書類及び提案者によるプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、契約の最優先候補者を選定します。なお、プレゼンテーション審査及び選定委員会は非公開とします。

③評価方法

- ア 評価項目及び配点に定める項目ごとに採点を行い、選定委員が採点した合計点数をもって得点とします。
- イ 満点は100点とし、最低基準点を60点とします。
- ウ 最低基準点を超えた者のうちから、最も得点の高い者を契約の最優先候補者とします。
- エ 同点により最優先候補者とすべき者が2者以上ある場合は、選定委員会で協議の上、最優先候補者を選定します。

④最優先候補者の決定

業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後に最優先候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、本業務履行に必要な履行条件などの協議と調整を行います。なお、協議と調整については、看板設置の所管が異なるため、名護漁港設置看板は企画部企画政策課。ネオパークオキナワ設置看板は地域経済部観光課とします。また、この交渉が整ったときには、契約の手続についても、それぞれの所管課と行うこととします。

5. 審査基準

審査は、次の基準により実施する。

審査項目	審査基準
会社概要	○会社規模、許可・資格・登録等、過去3年間の実績
企画提案書	<デザイン> ○見る人すべてに分かりやすいものであるか。 ○利用者にとって魅力ある企画であるか。 ○名護市のオリジナル性が感じられるものであるか。 ○施設の建物、景観等配慮されているものであるか。 <耐久性、防汚性> ○台風等の荒天に耐え得るものであるか。 ○塩害や飛砂による塗装のはがれ等に強いものであるか。 ○環境的（自動車の排気ガス等）、人工的（マジック、ペンキ等）な汚れに強いものであるか。
運営体制	○業務委託期間内で完成できる体制であるか。 ○事業スケジュールは妥当であるか。
事業性（金額）	○経費（見積額）は妥当であるか。

6. 契約

- （1）審査により選定された契約の最優先候補者と委託内容に関する協議を行い、仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は、契約を締結します。この場合において、最優先候補者との協議が調わなかったときは、次点の者から順に協議を行います。
- （2）提案者が1者の場合でも審査を行い、得点が最低基準点を超えた場合は、最優先候補者として協議を行い、仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は、契約を締結します。但し、最低基準点を超えなかった場合及び最優先候補者との協議が調わなかったときは再度公募します。

7. 留意事項

- （1）書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨とする。
- （2）提出された書類については、追加・削除等は原則として認めない。

- (3) 提出いただいた全ての書類等は返却しません。ただし、本契約以外に利用することはありません。
- (4) 既成のイラスト等を使用する場合には、必ず内諾をとってから行うこと。
- (5) 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担によるものとする。

8. 新型コロナウイルス感染の拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、プレゼンテーションの実施方法を見直すことがあります。(例：プレゼンテーションは実施せず書類審査のみの実施。テレビ会議システムを利用したプレゼンテーション等)

状況を踏まえ、この募集要項の記載内容に変更がある場合は、事前に連絡します。

9. 問い合わせ

- (1) 名護漁港設置看板について

名護市企画部企画政策課

名護市港一丁目1番1号

TEL 0980 - 53 - 1212 (内線 239) FAX 0980 - 53 - 6210

担当：金城佳邦

- (2) ネオパークオキナワ設置看板について

名護市地域経済部 観光課

名護市大中一丁目19番24号 名護市産業支援センター2F

TEL 0980 - 53 - 7530 FAX 0980 - 53 - 7522

担当：比嘉俊弥 比嘉利尚